

災害時における緊急的な調査、工事のための体制整備について

整備部防災課

このことについて、関東農政局は災害時等の緊急時の対応に資するため、別添の通り緊急応急工事実施要領並びに災害状況調査業務実施要領を定めました。

災害等における国営造成土地改良施設などの被災や大規模な地すべりの発生等において、工事、調査の両面から被害の拡大防止、二次災害の発生防止等、緊急的な対応を図るため、コンサルタント、建設業者等を活用し、調査や応急工事など、迅速かつ円滑な災害対応を実施可能にすることを目的として、その体制整備を行うものです。

具体的には緊急時に業務・工事の発注を即座に出来る体制整備を行うものです。

■体制整備とは

- ✓ 事前に業者の技術力、地域性、業務執行体制などを加味したリストを作成します。
- ✓ 緊急時には、リストに基づき緊急対応可能な業者を特定し、請負契約を結べるようあらかじめ手順を整備します。

■リスト作成に当たっては、

- ✓ 工事については工事実績情報を活用し、過去の実績を基に、想定される工種別に対応可能な業者をリスト化します。
- ✓ 業務については、公募により応募のあった中からリスト化します。

■発注に際しては

- ✓ 工種(水路工事、土工事、地すべり工事等)、地域性(被災地点からの距離)、機動性(機材の対応)を考慮の上、選定した業者から対応可能の可否を徴収し、請負業者を1者に特定します。
- ✓ 特定した業者と随意契約により契約し、調査又は緊急応急対応をお願いします。

なお、この体制整備にあわせて、下記の公募を実施します。設計、調査、測量業務等で請負契約候補者名簿に登録を希望する方は公募要領を参照し、参加表明をお願いします。

公募件名 平成22年度 災害状況調査業務を実施する場合の請負契約候補者名簿登録について、別に掲示する公募並びに公募要領をご参照下さい。